

# さいたま市障害者も健全者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例

## (仮称)要綱(案)への意見を募集します

さいたま市では、障害のある人もない人も、いっしょに地域で生活していくことができるようにするために、みなさんの意見をお聞きしながら、条例づくりをおこなってきました。

このたび、「さいたま市障害者も健全者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)要綱(案)」をつくりましたので、お読みいただき、意見がありましたら、お伝えください。条例づくりの参考にします。なお、1つひとつの意見に対してお答えはしませんが、来年2月ごろに「市の考え方」をまとめて、みなさんにお伝えする予定です。

### 条例要綱(案)を見ることができる場所

各区役所情報公開コーナー、障害福祉課窓口(さいたま市役所本庁舎2階)

障害者総合支援センター、各図書館、各コミュニティセンター、さいたま市ホームページ

### 意見を伝える方法

意見を紙に書いて、平成22年11月18日(木)~12月17日(金)の間に障害福祉課に直接持っていか、郵送またはファックスで送ってください。なお、電話や口頭での受付はできません。

#### 直接持っていくばあい

さいたま市役所2階にある障害福祉課窓口にわたしてください。

#### 郵送のばあい

パブリック・コメント専用の封筒に入れて、送ってください。(切手はいりません)

#### ファックスのばあい

さいたま市内の方は、0120-310448 フリーダイヤル(お金がかかりません)

さいたま市外の方は、048-829-1981(お金がかかります)へ送ってください。

【担当】さいたま市役所 保健福祉局福祉部 障害福祉課 企画係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 TEL048-829-1305 FAX048-829-1981

さいたま市障害者も健全者も共に地域で暮らせる  
 ノーマライゼーション条例(仮称)要綱(案)への意見

【意見提出用紙】

印は、必須項目のため、必ずご記入ください。

氏名 (ふりがな)		
住所	〒	
連絡先 [いずれかを記入]	電話(携帯可)番号	
	ファクス番号	
	メールアドレス	

【ご意見を記入してください】

【提出方法】

- ▶ 郵送、ファクス、直接持参などでご提出ください。(さいたま市ホームページからのご提出できます。)
- ▶ 募集の締め切りは、平成22年12月17日(金)です。< 郵送の場合は、当日消印有効 >
- ▶ 宛先
  - ・郵送の場合...〒330 - 9588 さいたま市浦和区常盤6 - 4 - 4 障害福祉課宛
  - ・ファクスの場合...048 - 829 - 1981、0120 - 310448(フリーダイヤル:市内の場合)
  - ・直接持参の場合...障害福祉課窓口(さいたま市役所2階)